

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2019年2月号〉

Contents

- 法改正**
著作権法改正の方向性について [→](#)
- 特許侵害**
二剤を混合した医薬組成物に関する発明について進歩性を認めなかった事例
知財高裁(2部)平成30年12月19日判決〔乾癬処置剤事件〕 [→](#)
- 審決取消**
共同審判請求人の一部のみを被告とした審決取消訴訟の訴えの利益
知財高裁(1部)平成30年12月18日判決〔二次元コード事件〕 [→](#)
- 著作権**
ASKA未発表曲の無断放送が時事の事件の報道のための利用に当たらないとされた事例
東京地裁(47部)平成30年12月11日判決〔ASKA未発表曲放送事件〕 [→](#)
- 不正競争**
卵子凍結保存容器に関する「解凍後100%生存」等の表示の品質等誤認惹起行為該当性
東京地裁(47部)平成30年12月20日判決〔ガラス化凍結保存容器事件〕 [→](#)

著作権法改正の方向性について

重富 貴光
Takamitsu Shigetomi

PROFILEはこちら

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会は、2013年以降、著作権法制に関する様々な課題について検討を行っています。2018年12月に「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」をはじめとする著作権等の適切な保護を図るための措置等に関する中間まとめを取りまとめ、パブリックコメントを募集しました。この中間まとめは、大要、以下の事項について法改正の方向性を示すものです。

- ① リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為対応
- ② ダウンロード違法化の対象範囲見直し
- ③ アクセスコントロール等に関する保護の強化
- ④ 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化
- ⑤ 著作物等の利用許諾に係る権対抗制度導入
- ⑥ 行政手続に係る権利制限規定の見直し(地理的表示法・種苗法関係)

紙面の制約上、ここでは上記①と②について中間まとめをご紹介します。

まず、リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応¹としては、民事上の差止め請求に関し、(i)対象とするべき「場・手段」は、「リーチサイト」・「リーチアプリ」のような典型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なものに限定する、(ii)行為者の主観については、侵害コンテンツであることについて故意・過失が認められる場合に限定し、その他の主観的要件として図利加害目的等は不要とする、(iii)行為としては、実質的に侵害コンテンツへの誘導を容易に行えるようにする情報の提供等と評価できる行為とする、(iv)対象著作物については有償著作物に限定しない、オリジナルの著作物の相当部分をそのまま利用しているケースを基本的

な差止対象とすべき、(v)差止の範囲については、差止請求を個々の著作物に係るリンク情報等の提供行為に限定し、リーチサイトの運営行為そのものに関する差止請求までは認めない等の方向性が示されています。

次に、ダウンロード違法化の対象範囲見直しに関しては、対象範囲を著作物全般に拡大していくことを基本としつつ、更に検証を進めることが適当とされています。また、違法と評価されるための主観的要件について「事実を知りながら」という要件を厳格に解釈・運用するための措置や、海外からの配信についても日本法で評価すれば著作権を侵害するものである場合には規制の対象に含めるべきなどとされています。

中間まとめの内容は、以下のURLで公表されています。

[中間まとめはこちらからご覧いただけます。](#)

¹ リーチサイト等の説明については、[2017年2月号ニュースレター](#)をご参照ください。

→ contentsへ戻る

二剤を混合した医薬組成物に関する発明について進歩性を認めなかった事例



黒田 佑輝

Yuki Kuroda

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)平成30年12月19日判決(平成29年(ネ)第10098号)裁判所ウェブサイト[乾癬処置剤事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、医薬品の製造業者であり、発明の名称を医薬組成物とする特許(本件特許)の特許権者であるX(原告、控訴人)が、同じく医薬品の製造業者であるY1及びY2(被告、被控訴人)が製造販売する医薬品が、本件特許を侵害するとして、製造販売等の差止めを求めた事件です。

原判決が本件特許の進歩性を認めなかったことから、特許権者が控訴しましたが、知財高裁も、原判決と同様に進歩性を認めませんでした。本訴においては、特に請求項12を中心に進歩性の有無が争われました。請求項1の発明は、「ヒトまたは他の哺乳動物において乾癬を処置するための皮膚用の非水性医薬組成物であって、マキサカルシトールからなる第1の薬理的活性成分A、およびベタメタゾンまたは薬学的に受容可能なそのエステルからなる第2の薬理的活性成分B、ならびに少なくとも1つの薬学的に受容可能なキャリア、溶媒または希釈剤を含む、医薬組成物。」であり、請求項12は、請求項1を、適用対象をヒトに限定し、かつ「医学的有効量で1日1回局所適用される」と限定したものでした。

このように、本件特許の医薬組成物は、ビタミンD3類似体(薬理的活性成分A)と局所用ステロイド(薬理的活性成分B)を混合したものでした。これに対して、Yらは、マキサカルシトールと同種の薬理的活性成分であるタカルシトールと、薬理的活性成分Bの一種を混合して、軟膏として乾癬患者に塗布して治療効果を測定した臨床研究の論文を主引例として、進歩性の欠如を主張しました。

主な相違点は、主引例がタカルシトールを使用しているのに対し、本件特許がマキサカルシトールを使用している点と、主

引例では1日2回適用しているのに対し、本件特許では1日1回適用とされている点です。

まず、タカルシトールからマキサカルシトールの置換えについては、知財高裁は、幾つかの文献を引用して、優先日当時、タカルシトールと、マキサカルシトールは同種の薬剤であり、タカルシトールに比べてマキサカルシトールの治療効果が高いと紹介されていたことから、当業者は置換えについて容易に想到することができたと認定しました。この点について、Xは、優先日当時、ビタミンD3類似体と局所用ステロイドを混合すると不安定化するとの技術常識が存在した、本件特許発明は予測できない顕著な作用効果を奏すると主張しましたが、いずれも斥けられました。

また、適用回数点については、優先日当時、タカルシトール単剤を1日1回適用することで乾癬の治療に用いることができることは技術常識として知られており、かつマキサカルシトール単剤についても1日1回適用することによって、乾癬の治療に用いることができることが当業者に知られていたから、主引例の医薬組成物の適用回数を、1日2回から1日1回適用に変更しうるのは、当業者が容易に想到できると判断しました。Xは、主引例のタカルシトールの濃度と、1日1回適用時のタカルシトールの濃度が異なることなどを指摘して、このような変更の動機付けがないと主張しましたが、排斥されました。

本件は、二剤の有効成分を混合する医薬組成物の発明に関して、類似した組成物がすでに公知となっている場合に、進歩性が認められるためのハードルの高さを示す事例として実務上参考となるものと考えられます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されず、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

共同審判請求人の一部のみを被告とした審決取消訴訟の訴えの利益

富田 詩織
Shiori Tomida

PROFILEはこちら

知財高裁(1部)平成30年12月18日判決(平成30年(行ケ)第10057号)裁判所ウェブサイト[二次元コード事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、被告(Y)及び訴外会社(A)が共同でした無効審判請求に係る無効審決の取消訴訟です。原告ら(Xら)は、共同審判請求人であるYとAのうちYのみを被告として本件訴訟を提起し、Aとの関係では、審決取消訴訟が提起されないまま、出訴期間を経過しました。

知財高裁は、本件審決はAとの関係においては、出訴期間の経過により既に確定したこととなり、本件特許の特許権は初めから存在しなかったものとみなされるので、本件訴えは訴えの利益を欠く不適法なものであるとして、Xの訴えを却下しました。

この理由として、知財高裁は、

- 各請求人(本件のYとA)は単独で特許無効審判をすることができるので、同一の目的を達成するために共同の審判請求を行い得ることとし、審判手続及び判断の統一を図ったものだが、この場合の審決を不服として提起される審決取消訴訟につき固有の必要共同訴訟であるとする規定がなく、審決の合一的確定を図るとする規定もない

- 同一特許について複数人が同時期に特許無効審判請求をしようとする場合の特許無効審判手続の態様として、

- ① 共同審判請求の場合
- ② 別個独立に請求された審判手続が併合された場合
- ③ 別個独立に請求された審判手続が併合されないまま進行する場合

が考えられるが、③の場合に無効審決がされたときは、その取消訴訟をもって必要共同訴訟と解する余地がないことに鑑みると、事実及び証拠が同一であるか異なるかに関わりなく、複数の特許無効審判請求について、請求不成立審決と無効審決とがいずれも確定するという事態は、特許法

上当然予定されているものといえ、②の場合に③と取扱いを異にするべき合理的理由はない

- そうすると、①の場合についても、被請求人である特許権者の共同審判請求人に対する対応が異なった結果として上記(②及び③)の場合と同様の事態が生じることも特許法上想定されないことはいえない。①及び②の場合にされた請求不成立審決に対し、その請求人の一部のみが提起した審決取消訴訟がなお適法とされる(最一小平成12年1月27日判決民集54巻1号69頁、最二小平成12年2月18日判決判時1703号159頁)のも、このためと解される

とし、共同審判請求に対する審決につき合一的確定を図ることは、法文上の根拠がなく、その必然性も認められないことに鑑みると、その請求人の一部のみを被告として審決取消訴訟を提起した場合に、被告とされなかった請求人との関係で審決の確定が妨げられることもない、すなわち、被告とされなかった請求人(本件のA)との関係では無効審決が確定するため、特許権は初めから存在しなかったものとみなされる(特許法125条)と判断しました。

知財高裁も理由として挙げているとおり、最高裁において、特許無効審判の請求不成立審決に対しその請求人の一部のみが提起した審決取消訴訟が適法とされており、本判決は、審決取消訴訟において共同審判請求人については必要共同訴訟とはならないというこの最高裁判決の結論とのバランスをとるべくなされた判断とみられます。審判請求が共同してなされた場合の審決取消訴訟の提起にあたっては、十分にご留意いただければと存じます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されず、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ASKA未発表曲の無断放送が時事の事件の報道のための利用に当たらないとされた事例

手代木 啓
Kei Teshirogi

PROFILEはこちら

東京地裁(47部)平成30年12月11日判決(平成29年(ワ)第27374号)裁判所ウェブサイト[ASKA未発表曲放送事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、「ASKA」の芸名で作曲等の音楽活動を行う原告Xが、被告テレビ局Y1の放送番組に出演していた芸能リポーターの被告Y2において、Xの創作した未発表の楽曲(「本件楽曲」)の一部をXの許可なく同番組内で放送したことにより、Y1及びY2(「Yら」)が共同して本件楽曲に係るXの著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)を侵害したと主張して、Yらに対し、民法719条及び著作権法114条3項に基づき損害賠償金の支払い等を求めた事案です。

本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、著作権法41条に基づく時事の事件の報道のための利用の抗弁の成否について取り上げます。

前提事実として、Xは覚せい剤取締法違反等の罪により執行猶予付きの有罪判決を受けており、当時はその執行猶予期間中でした。Yらは、本件楽曲が、①視聴者に対してXによる覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための材料を提供するという点において「警視庁がXを覚せい剤使用の疑いで逮捕する方針であること」という時事の事件を構成するものであり、かつ、②Xが執行猶予期間中に更生に向けて行っていた音楽活動の成果物であるという点において「Xが有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと」という時事の事件を構成するとして、Xの音楽活動の内容を具体的に報道するとともに、視聴者に対してXによる覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための材料を提供することが、国民の知る権利に資する報道機関として公正公平な報道を行うことになるものと判断して本件楽曲の一部を放送したに過ぎないから、本件楽曲の放送は著作権法41条に基づく適法な利用であると主張しました。

これに対して、裁判所は、結論としてYらの上記主張を認めませんでした。

裁判所は、①について、「本件楽曲は、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であるという時事の事件の主題となるものではないし、かかる時事の事件と直接の関連性を有するものでもない」として、時事の事件を構成する著作物に当たるとは認められないと判断しました。また、②については、Xの音楽活動に関する報道部分のごく短時間であることや、その内容も断片的であること等を指摘した上で、「本件番組中における原告の音楽活動に関する部分が『原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと』という『時事の事件の報道』に当たるとは、到底いうことができない」として、上記Yらの主張は認められないと判断しています。

著作権法41条にいう「事件を構成」する著作物の解釈については、学説上、事件の主題になっている著作物に限られるとする見解と、事件と相当な関連があれば足りるとする見解とがあります。本件は上記のとおり本件楽曲と事件との関連性が弱く、いずれの見解に立つとしても同法の適用はなかったものと解されますが、具体的な事実認定と評価の手法において実務の参考になると解されます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

卵子凍結保存容器に関する「解凍後100%生存」等の表示の品質等誤認惹起行為該当性



古庄 俊哉

Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

東京地裁(47部)平成30年12月20日判決(平成30年(ワ)第22646号)裁判所ウェブサイト[ガラス化凍結保存容器事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、卵子等のガラス化凍結保存・加温融解に用いる医療関連器具を販売する原告Xが、医療関連器具を販売する被告の管理に係るウェブサイト又は被告Yの作成に係るカタログに表示されている「ついに解凍後100%生存の画期的な凍結手法『The Cryotec Method』の開発に成功！」等の表示(本件各表示)のうち「解凍後100%生存」、「生存率100%」、「100%の高い生存率」、「100% survival vitrification!」、「100% post-warm survival rates」、「100% survival」及び「achieving 100%, literally 100%, survival」等の記載部分(本件記載部分)はYが販売する製品の品質及び内容を誤認させるような表示であって、不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為に当たり、それによって原告が営業上の利益を侵害されたと主張して、被告に対し、上記表示の差止めと抹消、損害賠償等の支払いを求めた事案です。

Xは、「Cryotop(クライオトップ)」の名称でガラス化凍結保存に用いる容器、凍結液及び融解液を販売している一方、Yは、「Cryotec(クライオテック)」の名称でガラス化凍結保存に用いる容器、凍結液及び加温液(Y製品)を販売しており、Xと同種の製品を販売しています。

本件記載部分を含む本件各表示は、Y製品の需要者である医療関係者や研究者において、使用手順を厳密に遵守してY製品を用いて卵子を凍結保存し融解すると100%の生存率を達成することができるかと理解される表示であると認められるところ、Xは、5つの研究報告等を論拠にして、手順を厳密に遵守してY製品を用いて卵子を凍結保存し融解したとしても100%の生存率を達成することはできない旨主張して、本件記載部分は、需要者である医療関係者をして被告製品の品質等を誤認させるおそれがあると主張しました。

これに対し、裁判所は、Xが挙げる5つの研究報告の内容を検討したうえで、これらの研究報告によっては、手順を厳密に遵守してY製品を用いて卵子を凍結保存し融解したとしても100%の生存率を達成することができないとは認めるに足りず、本件記載部分を含む本件各表示がY製品の需要者である医療関係者や研究者をしてその品質等を誤認させるおそれがあるとは認めるに足りないと判断し、Xの請求を棄却しました。

Xが挙げる研究報告においては、生存率が100%にならなかったクライオテック法により実施した症例も報告されていましたが、裁判所は、クライオテック法が完成される前(YがY製品を用いて卵子・受精卵を凍結保存する手法を完成させたのは平成24年(2012年)であると認定されています)に実施された症例が含まれていたことや担当した胚培養士の技量が未熟であったことが原因であった可能性があるなどと認定し、手順を厳密に遵守してY製品を用いて卵子を凍結保存し融解したとしても100%の生存率を達成することはできないとはいえないと判断しました。

なお、裁判所は、かつこ書きで「本件記載部分の表現については、紛争予防の観点から、…研究報告…の内容も踏まえ、より慎重に検討することが望まれる」と述べています。裁判所としては、Y製品の使用手順を厳密に遵守して卵子を凍結保存し融解すると100%の生存率を達成することができることを示す記載が科学的見地からみても正確であるということまでを積極的に認定したわけではなく、あくまで需要者である医療関係者や研究者の観点から、本件各表示が品質等を誤認させるおそれがあるかを検討し、上記判断に至ったことを付言したものと理解されます。

本件は事例判断ではありますが、品質等誤認惹起行為の成否を判断した事例として実務の参考になると思われます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのお問い合わせ頂ければと存じます。